『We♡鏡中』

令和8年11月17日

☆彡小学生でもネット投稿に法的責任…

先週末から、『小学6年の時、同級生からインターネット掲示板に名前や通学先を書き込まれ、プライバシーを侵害されたとして損害賠償を求めた訴訟の判決で、名古屋地裁は同級生本人に40万円の支払いを命じた。』と報道が相次いでいます。

判決があったのは、10月15日。賠償を命じられた同級生側は控訴しているとも報じられています。

裁判所は、当時11歳だったが「学校で個人情報の取り扱いについて指導がないとは考えられない」として、責任能力があったと判断し損害額全額の賠償を本人に命じたそうです。

中学生は、基本的に12歳から15歳までの生徒が通っています。本校ももちろんです。ということは、本校の生徒が、ネット空間で他人のプライバシーの侵害をすれば、同じように責任を問われることになります。本校の生徒にも、再度、「個人情報を適切に扱う」ことの大切さや重要性を指導したいと思います。

今回の判決では、本人に対する賠償命令となり親の直接の賠償責任は否定（親への請求は棄却）されたようですが、未成年者に支払い能力がない場合は、親が立て替えるケースが多いのではないでしょうか。また、保護者としての、監督義務を怠ったとされれば、保護者も賠償責任が問われかねません。

スマートホンを子どもに持たせるからには、子ども一緒にルールを決めることや、フィルタリングの設定、定期的な利用状況の点検・確認が求められると考えられます。

現在、スマートホンを持たせてあるご家庭で、ルールやフィルタリング、利用状況の点検・確認をされてあるでしょうか？裁判になれば、子どもにちゃんとするように言っていたということでは、保護者の監督義務を果たしたとは認められないのではないかと思います。

今回の判決を他山の石として、お子様とスマートホンの利用等について、もう一度、話し合いをされてはと思います。

https://news.yahoo.co.jp/articles/092f4410965095b2458d93bed69396d30cb2b741

https://www.yomiuri.co.jp/national/20261114-GYT1T00007/

https://www.47news.jp/15220966.html

☆彡小学生と一緒に挨拶運動



今朝、小学6年生が中学校の玄関前に来てくれて、2年生の新生徒会役員の生徒と一緒に挨拶運動をしてくれました。

中学生も小学校の正門前で挨拶運動に行っています。

小中連携の中で、空き缶集め等も含めて一緒に活動しています。